茨木市ふるさと寄附金推進業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）

1　趣旨

茨木市ふるさと寄附金推進業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、分析能力、戦略性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2　業務概要

(1) 業務名

茨木市ふるさと寄附金推進業務委託

(2) 業務の目的

本市が実施するふるさと寄附金事業について、寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品の新規開拓、データ分析、情報収集等を民間事業者に委託することにより、専門的なノウハウを取り入れることで、地域の活性化と寄附金の増加及び寄附受入に係る経費の削減に繋げる。

(3) 業務内容

寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品の新規開拓、データ分析、情報収集等のふるさと寄附金に係る全般的な事務を実施する。

(4) 業務期間　　令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

3　事業規模総額等について

(1)事業規模総額

97,025,638円

候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、事業規模総額以下で設定するものとする。

(2)受託者に支払う委託料について

ア　金額

①～⑦を合計した金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。

①基本業務委託料（寄附金額×●%）
②返礼品代
③返礼品送料
④寄附金額受領証明書発送に係る諸費用
⑤ワンストップ特例申請（紙）受付に係る費用
⑥ワンストップ特例申請（オンライン）受付に係る費用
⑦上記以外で必要となる費用

※②返礼品代に消費税及び地方消費税を加えた金額が寄附金額の30%以内

であること。現地決済型ふるさと納税の返礼品代は事業規模総額に含まれない。

※総務省告示の順守について

総務省告示に基づき、寄附金の募集に要する費用は、告示に示す範囲において委託業務を実施できるよう、本委託業務の対象外の経費（ポータルサイト使用料、決済手数料等）も含めた管理を行うこと。

※この契約については、市議会の予算議決を要するため、議決が得られた後契約を締結するものとする。万一、議決が得られず、参加者に損害が発生した場合においても、本市は損害の責めを一切負わないものとする。

※本契約に係る予算が削除又は減額された場合は、契約を変更し、又は解除することができるものとする。また、この理由により契約を解除した場合には、当事者双方は、その相手方に対して損害の賠償は求めないものとする。

イ　支払方法

各月の業務実績に応じて、請求日から30日以内に支払うものとする。

(3) 令和９年度の寄附額及び件数の想定

ア　寄附額　219,190,000円

うち350,000円が現地決済型ふるさと納税からの寄附とする。

イ　件数　10,340件

うち11件が現地決済型ふるさと納税からの寄附とする。（配送不要）

※受託者が管理しないサイトからの寄附は、上記の件数とは別に8,623件を想定している。寄附受領証明書の発送は合計した18,963件とする。

ウ　ワンストップ申請（紙）　1,707件

エ　ワンストップ申請（オンライン）　3,982件

※ア・イは受託者が管理しないサイト「さとふる・ヤフーふるさと納税」からの寄附は含まず、ウ・エは、受託者が管理していない同サイトからの寄附を含む。

4　プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、当該名簿に登載されていない者についても本プロポ

ーザルへの参加を認めるが、当該登載されていない者が契約候補者となった場合は、すみやかに入札参加資格申請書等を提出し審査を受けること。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年４月１日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年４月１日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年４月１日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。また、市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格者名簿に登載されていない者についても、指名停止または指名除外措置に該当する事象が発生していないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。

(4) 下記①から③におけるいずれかの期間において、本業務と同種の業務（※）を12か月継続的に受託し、当該自治体の寄附額（１会計年度の総額）を前年度比150％以上伸ばした実績があること。なお、受託者が管理していないサイトの寄附額は含まないこと及び比較対象となる前年度についても受託していることとする。

①令和５年４月から令和６年３月まで（令和５年度）の12か月間
②令和６年４月から令和７年３月まで（令和６年度）の12か月間
③令和７年４月から令和８年３月まで（令和７年度）の12か月間

※同種の業務とは、別紙「茨木市ふるさと寄附金推進業務委託仕様書
５　業務概要」の(1)から(10)の全てを含む業務とする。
※上記は、業務実績調書（様式２－１）の記載事項等をもとに審査する。

(5) １会計年度において、本市寄附実績（寄附額３億円）以上の規模の実施実績があること。受託者が管理していないサイトの寄附額は含まないこととする。
※上記は、参加申込書の記載事項等をもとに審査する。

6　質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式１号）に質問事項、会社名、ＦＡＸ番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールでまち魅力発信課宛に送信すること。
提出期限：令和８年11月30日（月）午後３時まで（必着）
提出先：茨木市　企画財政部まち魅力発信課
E-mail：machimiryoku@city.ibaraki.lg.jp
※　電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

(2) 質疑に対する回答は、市ホームページに掲載する。
回答日：令和８年12月３日（木）午後５時まで

掲載場所：茨木市ホームページ　まち魅力発信課のページ
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/machimiryoku/menu/70465.html

7　参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式２号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア　必要書類

① 業務実績調書(様式２―１)

② ①の実績を証明できる契約書の写し等

③ 業務実施体制調書(様式２―２)

イ　提 出 先：茨木市企画財政部まち魅力発信課（茨木市役所本館３階）

ウ　提出期限：令和８年12月８日（火）午後４時まで

※受付時間は、各日とも午前９時から午後４時まで（土日、祝日を除く）

エ　提出方法：持参のみ

オ　提出部数

上記アの必要書類は正本１部、副本１部を提出し、副本は参加者が特定できる情報（法人名、企業ロゴ等）を全てマスキングして提出すること。

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式３号）により12月11日（金）までに参加希望者にメールで通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式４号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までにまち魅力発信課へメールで提出すること。

8　企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、１者につき１件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記(2)エ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア　企画提案書（任意様式）

Ａ４片面サイズ15ページ以内で、下記10の審査基準を踏まえた提案書を提出すること。

イ　作業スケジュール（任意様式、令和９年４月１日から全返礼品のポータルサイト掲載まで）

ウ　会社概要がわかる書類（任意様式）

エ　参考見積書（指定様式）

※３(3)の寄附額及び件数を踏まえ、内訳がわかるように記載すること。

(3) 提出方法等

ア　提出期限：令和９年１月６日（水）午後４時必着

イ　提出場所：茨木市役所　本館３階　企画財政部まち魅力発信課事務室

※受付時間は、各日とも午前９時から午後４時まで（土日、祝日及び年末年始を除く）

ウ　提出方法：持参のみ

エ　提出部数

上記(2)提出書類ア・イの書類を正本１部、副本７部、計８部、ウの書類を正本１部

※副本は参加者が特定できる情報（法人名、企業ロゴ等）を全てマスキングして提出すること

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9　審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 審査

提出された企画提案書等を下記10(1)～(2)で示す審査基準に基づいて審査するとともに、プレゼンテーション（令和９年１月19日（火）予定）による審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。ただし、提案者が５者以上の場合は第１次審査を行い、評価の高い提案者から４者に絞り、プレゼンテーションを第２次審査として実施する。

第１次審査では10（２）事務局審査、第２次審査で10（１）委員審査による採点を実施する。

ア　プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ　プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは、市で用意する。

ウ　提案者の出席は、２人以内とする。

(2) 審査結果の通知

ア　第１次審査

①　結果通知

審査の結果は、「プロポーザル審査結果通知書（第１次審査）」（様式５―１）により、令和９年１月12日（火）（予定）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。なお、第１次審査を行わなかった場合も、その旨等を通知する。

②　結果に対する問合せ

第１次審査を通過しなかった提案者は、令和９年１月19日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ　第２次審査

①　結果通知

審査の結果は、「プロポーザル審査結果通知書（第２次審査）」（様式５―２）により、令和９年１月26日（火）（予定）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。

②　結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和９年２月２日（火）（予定）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10　審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。（別紙参照）

(1) 委員審査

企画提案の内容	550／1,000点

(2) 事務局審査

業務実績	200／1,000点
業務実施体制	150／1,000点
提案見積額（参考見積）	100／1,000点

11　候補者の決定

候補者は、別紙審査基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

(1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。

(2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。

(3) 評価点が最高点の者が複数あり、また提案額が同額の場合、別紙審査基準の「審査基準①」の評価点が最高点の提案者を候補者とする。

(4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ別紙審査基準の「審査基準①」の評価点が同点の場合、くじにより候補者を決定する。

(5) 参加資格を認められた者が１者であった場合及び参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が１者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の６割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約単価額

契約単価は原則として、企画提案時に提出した参考見積書に記載された各項目の単価額を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

※提案者から提出された書類に記載された内容のうち、茨木市情報公開条例第７条に掲げる非公開情報（個人に関する情報や法人等に関する情報等）に該当するものについて、一部または全部が非公開となる場合があります。

14 日程

質問期限　　令和８年11月30日（月）午後３時まで

質問に対する回答	令和８年12月３日（木）午後５時まで
参加申込期間	令和８年11月24日（火）午前９時から 令和８年12月８日（火）午後４時まで（厳守） ※土日、祝日を除き各日とも午前９時から午後４時までとする。
参加資格審査結果通知	令和８年12月11日（金）
企画提案書提出期間	令和８年12月14日（月）午前９時から 令和９年１月６日（水）午後４時まで（厳守） ※土日、祝日を除き各日とも午前９時から午後４時までとする。
第１次審査結果通知	令和９年１月12日（火）
第２次審査	令和９年１月19日（火）
審査結果通知	令和９年１月26日（火）
契約締結	令和９年４月１日（木）（予定）

15　その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

イ　提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

ウ　参考見積書に記載された金額が３(1)事業規模総額を超過した場合

エ　配点の総合計点(選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)が６割に満たない者

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(6) プロポーザル方式の参加において、２者以上の事業者で構成される共同企業体（ＪＶ）等での参加は認めない。

(7)契約の締結に際しては、契約金額の100分の５以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、茨木市財務規則第129条の規定により免除することがある。

16　担当部署

茨木市　企画財政部まち魅力発信課　担当：岩倉・渡邉

567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目８番13号

TEL０７２－６２０－１６０２（直通）

FAX０７２－６２４－８９６１
E-mail：machimiryoku@city.ibaraki.lg.jp